

平成 28 年（2016 年）2 月

沖縄県後期高齢者医療広域
連合議会

2 月定例会会議録

2 月 19 日（金）

午前 10 時 00 分 開会

午後 1 時 30 分 閉会

(午前10時00分 開会)

○議長(宮城弘子)

皆さん、おはようございます。

これより平成28年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番、比屋根陽文議員、9番、崎元俊男議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月19日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2月19日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

1番、大石行英議員、8番、前田千尋議員、15番、瀬長清議員、23番、山城康弘議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、平成27年11月30日をもって、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町選挙区から選出された宇江原総清議員が任期満了となり、同選挙区から赤嶺秀徳議員が当選されました。

次に、平成27年12月21日付けで宮古島市選挙区選出の垣花健志議員から辞職願が提出されましたので、同日付けで許可し、同選挙区から佐久本洋介議員が当選されました。

今回、新たに当選された赤嶺秀徳議員、佐久本洋介議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

佐久本洋介議員を2番に、赤嶺秀徳議員を16番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、1月28日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

その中には6月から12月までの例月出納検査の結果がお手元に配付されておりますので、後ほどご確認ください。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

それでは、平成28年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

前回の定例会が昨年8月14日に開催されておりますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして概要をご報告申し上げます。

平成28年度は、2年に一度の保険料率改定の年度でございまして、現在、平成28年度、平成29年度の保険料率の試算をしているところでございます。

保険料率の算定で重要な医療費の伸びにつきましては、入院医療費等の減少により、高齢者の1人当たり医療費の伸びが、ここ数年は鈍化傾向にございます。

また、保険料収入については、保険料の収納率、後期高齢者の1人当たり所得、ともに少しずつではありますが、これまで順調に伸びております。

そのため、平成28年度及び平成29年度につきましては、保険料率の改定をせず、据え置くこととしたいと思います。

ご理解をお願いしたいと思います。

次に、これまでの後期高齢者医療広域連合の国への要請関係の動きとしては、「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー制度導入に係るシス

テム改修費用につきましては、平成27年度より全額国庫補助で対応できるようになりました。

これは、従来から九州の広域連合協議会や全国協議会などで、全額国庫補助での対応を要請しておりましたので、今年度になってこれが認められたものだと認識しております。これによりまして、広域連合や各市町村における財政負担が軽減されることとなります。

こうしたことも、これまで粘り強く要請してきた成果ではないかと考えております。

次に、保健事業について、私ども広域連合は、これまでデータヘルス計画に基づき、高齢者医療のレセプトデータの分析による効率的かつ効果的な保健事業を実施していくことを計画目標に掲げております。

平成26年度より、そのデータヘルス計画に基づき広島大学大学院との提携により医療費等分析共同研究事業をスタートさせております。

沖縄県内の後期高齢者の1年度分のレセプトデータを広島大学大学院に情報提供し、沖縄県の後期高齢者の疾病構造の分析及びその対策について共同研究を進めてまいりましたが、平成27年12月8日に、広島大学より分析報告書が提出されております。

その分析報告書によりますと、沖縄県の後期高齢者の疾病構造の特徴として、皆さんのお手元の議案資料の事業課資料③、3ページにありますけれども、1番目の特徴として高額な医療費を消費している被保険者の上位1割の人が全医療費の5割を消費をしている。さらには、上位2割の被保険者が全医療費の7割を消費している。

2番目に、これら上位の疾患者の多くは、生活習慣病とも言われる慢性疾患で占められており、予防可能な疾患が多くを占めている。

そのため、これらの重症化を予防、さらに再発防止対策を行うことで、医療費の伸びを抑えることができる。

3番目に、現在使用中の薬をジェネリック薬品に変更することで、最大36億円、最小でも28億円の医療費が削減可能と見込まれる。

などの分析報告がなされております。

私ども広域連合は、かねてより「健康長寿」を

保健事業の中心に据えてさまざまな取り組みをしてまいりましたが、こうした方針が今回の沖縄県の後期高齢者の疾病構造分析からも有効であると、改めて証明されたこととなります。

特に新年度において、新たに民間保健師への委託により、高齢者への個別訪問による保健指導事業もスタートもいたしますので、こうした事業にも分析結果を活用していきたいと考えているところでございます。

以上、これまでの広域連合の行政報告を申し上げましたが、本日の定例会には、条例改正案8件、補正予算案1件、新年度予算案2件、合計11件の議案を提出しております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第5、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の委員の選任について議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、垣花健志議員の辞職に伴い1名が欠員となっておりますので、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として佐久本洋介議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました佐久本洋介議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長の互選結果報告が届いておりますので、報告いたします。

佐久本洋介議員が議会運営委員会の副委員長に
当選されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、議案第1号、沖縄県後
期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職
員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成27年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給
与勧告並びに構成市町村の職員の給与改定を考慮
し、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を
改定したいため、沖縄県後期高齢者医療広域連合
職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が
あるためであります。

また、地方公務員法の改正及び行政不服審査法
の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせ
ますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上
げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

おはようございます。総務課長の池原です。よ
ろしくお願いをいたします。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職
員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いてご説明いたします。

今回の改正は、平成27年人事院勧告及び沖縄県
人事委員会の給与勧告並びに構成市町村の給与改
定を考慮し、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例の一部を改正するものでござ
います。

また、地方公務員法の改正及び行政不服審査法

の改正に伴い、所要の改正を行う必要があります、改
正いたします。

議案書の2ページをお開きください。また8ペ
ージのほうに参考資料として新旧対照表がござい
ますので、あわせてご参照ください。

まず条例第1条のほうで、第1条中の地方公務
員法の引用部分である「第24条第6項」を「第24
条第5項」に改めます。これは、地方公務員法の
改正による引用している条項の条ずれに伴うもの
となっております。

次に、第23条第2項中の「行政不服審査法(昭和
37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不
服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本
文」に改めております。これも行政不服審査法の
改正に伴い、引用部分を改めるものでございます。

次に、第24条第2項中の「100分の75」を「100
分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改
めます。

この改正により12月期の勤勉手当の額が、一般
職・管理職ともに0.1カ月分の引き上げとなります。

次に、別表行政職給与表を改正いたします。こ
の改正により給料月額について、平均で0.4%の引
き上げ改定となります。

次に、議案書の6ページをお願いいたします。

条例第2条で、第24条第2項中の「100分の85」
を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」
に改めます。

条例第1条において、12月期の勤勉手当の額を
0.1カ月分引き上げしておりますが、これを平成28
年度から6月期と12月期に均等に配分するための
改正となっております。

7ページをお願いいたします。

附則第1項で、この条例の施行期日及び各改正
の適用日等を規定し、第2項においては、切り替
え日前の異動者の号給の調整、第3項において改
正後の給与条例を適応する場合、改正前の給与条
例の規定により支給された給与は、改正後の給与
条例規定による給与の内払いとみなす規定を設け
ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第7、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の改正及び行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は、18ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されたこと及び行政不服審査法の改正に伴い、地方公務員等共済組合法及び行政不服審査法を引用している条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第5条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改め、第25条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年第68号)第18条第1項本文」に改めます。

附則において、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

ただし、第25条第4項の改正規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行するとしてございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第8、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためであります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の改正は、地方公務員法の第24条第6項が第5項に繰り上がったことに伴い、同法を引用している条例の一部を改正するものであり、条例の内容及び効力を変更するものではございません。

具体的には、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

沖縄県後期高齢者医療広域連合非常勤職員について、仕事と育児の両立を図る観点から、また、民間との均衡も考慮し、育児休業を取得することができるよう必要な措置を講じるため、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書のほうは23ページからになります。28ページに新旧対照表がございますので、あわせてご参照ください。

主な改正内容といたしましては、育児休業をすることができる職員に特別職の非常勤職員を加え、当該非常勤職員が育児休業をする期間について規定してございます。

また、非常勤職員についても部分休業ができるよう改正するものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、第2条第2号の次に第3号を加えることにより、特別職の非常勤職員についても育児休業をすることができるよういたします。

次に、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に第2条の2を追加し、第2条の2に第1号から第3号を設け非常勤職員が育児休業できる期間について規定してございます。

第1号では、第2号、第3号に掲げる場合以外に養育する子が1歳到達日までとし、第2号で、非常勤職員の配偶者が養育する子の1歳到達日の前日以前に育児休業している場合、育児休業の開始の日から1歳2か月に達する日までの最長1年間の期間、育児休業することができる旨規定して

ございます。

第3号は、アとイいずれにも該当するときは、養育する子が1歳6か月に達する日まで育児休業することができる旨規定してございます。

アにおいて当該非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日において法等育児休業している場合、イにおいて特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合として規定してございます。

次に、第3条に第6号及び第7号を加えて既に育児休業をしたことがある非常勤職員についても第2条の2第3号に該当する場合や非常勤職員の任期が更新された場合などは、引き続き育児休業をすることができる旨の規定を設けております。

次に、第17条を改正し一定の条件を満たす非常勤職員についても部分休業をすることができるようにいたします。

また、第18条第1項に非常勤職員が部分休業を勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行うことができる旨規定してございます。

附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第10、議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について、並びに日程第12、議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第5号から議案第7号まで、一括してご説明を申し上げます。

議案第5号は、行政不服審査法の改正に伴い、個人情報の開示等についての審査請求に関する規定を整備する必要があるためであります。

議案第6号は、行政不服審査法の改正に伴い、公文書公開の諾否等についての審査請求に関する規定を整備する必要があるためでございます。

議案第7号は、行政不服審査法の改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の担任する事務について審査請求に関する規定を整備する必要があるためでございます。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例並びに議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、関連いたしますので一括してご説明いたします。

今回の改正は、行政不服審査法が平成26年法律第68号により改正され、平成28年4月1日から施行されることから、当広域連合の関連する3つの条例について必要な改正を行うものでございます。

主な法律の改正内容といたしましては3点ございまして、1点目として審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続きの導入、2点目として不服申立ての手続を審査請求に一元化、3点目として審査請求をすることができる期間を現行の60日から3カ月に延長されております。

今回の広域連合の条例改正については、そうした法の改正に伴う改正でございます。

具体的な内容といたしましては、広域連合の個

個人情報保護条例及び情報公開条例における公文書公開の諾否等及び個人情報の開示等についての審査請求に関し、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会による審査手続きを継続するため、改正行政不服審査法第9条1項の規定による審理員の指定の規定を適用除外とするとともに、審査請求の関係規定を整備するものでございます。

また、附属機関の設置に関する条例で沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の担任する事務について規定しております別表中の「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

なお、改正条例の施行日は、附則で行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行するとしてございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第13、議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

後期高齢者医療制度における保険料軽減措置を

継続するために、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

おはようございます。管理課長の外間でございます。よろしくお願ひします。

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は56ページになります。

改正の内容としましては、後期高齢者医療における保険料率の見直し及び保険料軽減措置を継続するものでございます。

57ページの新旧対照表でご説明しますので、よろしくお願ひいたします。改正する部分を下線で示してございます。

それでは、第8条に次の1項を加えます。5項、平成28年度及び平成29年度の所得割率は100分の8.80とする。

第9条に次の1項を加えます。5項平成28年度及び平成29年度の均等割額は4万8,440円とする。

保険料率はおおむね2年を通じて財政の均衡を保つために2年ごとに算定されます。

第8条及び第9条にて所得割率及び均等割額を平成28・29年度も現行と同率・同額の据え置きとするものでございます。

次に、附則第14条の見出し及び同条から附則第16条までの規定中「平成27年度」を「平成28年度」に改めます。

これは、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者の軽減措置を平成28年度も継続するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と管理課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第14、議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,258万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,423億8,120万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入・歳出とも補正前の額1,424億4,379万円から補正額6,258万7,000円を減額し1,423億8,120万3,000円といたします。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。議案書の68・69ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正についてご説明いたします。

2款2項国庫補助金1目調整交付金850万円の

減額。保健事業関連補助金及び収納対策補助金の厚労省内示額の減額に伴い減しております。

3目医療費適正化等推進事業費補助金200万円の減額。健康増進事業において、業者委託料が減額になったことに伴い減額しております。

8款繰入金5,208万7,000円の減額。審査支払い手数料の歳出減に伴い減額しております。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出について70・71ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費185万円の増額。求償額の5%を支払う第三者行為求償事務委託料について、当初見込みを上回る見込みとなり不足が生じるため増額しております。

72・73ページをお開きください。

1款総務費2項賦課徴収費100万円の減額。歳入のほうでご説明いたしました保険料収納対策事業に対する国庫補助金の減額に伴い減しております。

74・75ページをお開きください。

2款1項5目審査支払手数料6,539万3,000円の減額。審査支払い手数料は、国保連合会への支払金であります。国保連合会が広域連合に返還しておりました前年決算剰余金を、今年度から審査支払手数料から控除する取り扱いに変更されたことによる減額でございます。

76・77ページをお開きください。

5款1項2目その他健康保持増進費1,050万円の減額。入札結果による委託料の減額が300万円、市町村への健康増進補助金で750万円の減となっております。

78・79ページをお開きください。

8款1項2目償還金1,430万6,000円の増額。過年度分の療養給付費等負担金の償還額の増額に伴う増であります。

80・81ページをお開きください。

9款予備費185万円の減額。1款一般管理費の185万円の補正増に充てるため減額しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第15、議案第10号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第10号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億4,301万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋 俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第10号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

平成28年度の一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,301万3,000円として計上してございます。対前年度比9億4,283万7,000円の減となっております。

主な歳入についてご説明いたします。

議案書の92・93ページ事項別明細書をお開きください。

1款分担金及び負担金一般会計に係る市町村の共通経費分として2億4,300万円を計上しております。対前年度比で0.8%増となっております。市町村ごとの共通経費の分賦金は、広域連合規約に

基づき各市町村の負担すべき額を算定しております。

2款国庫支出金は1項の国庫負担金、2項の国庫補助金ともに費目存置です。

2項国庫補助金は、前年度比9億4,451万8,000円の減となっております。これは低所得者の保険料軽減の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が平成27年度から特別会計で受け入れすることになったことによる減となっております。

2款県出金は1項の県負担金、2項の県補助金ともに費目存置です。

4款財産収入及び5款の繰越金は、費目存置です。

6款諸収入は、6万円を預金利子を計上しております。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。97・98ページをお開きください。

1款議会費として議員報償、費用弁償等312万5,000円を計上しております。年2回の定例会及び1回の臨時会分となっております。

99・100ページをお開き下さい。

2款総務費として2億3,690万円を計上しております。対前年度比で9億3,996万2,000円の減となっております。これは歳入のほうでご説明しました後期高齢者医療制度臨時特例交付金を、平成27年度から直接特別会計で受け入れすることになったことに伴い、基金積立金を減額したことによる大幅減でございます。

103・104ページをお開き下さい。

2項選挙費として、前年同額の4万4,000円計上しております。

105・106ページをお願いいたします。

3項監査委員費は監査委員に係る報酬、旅費及び需要費として78万2,000円計上しております。

次に、109・110ページをお願いいたします。

4款予備費として、298万7,000円を計上してございます。

以上が、平成28年度の広域連合一般会計予算の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時01分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開いたします。

質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第16、議案第11号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第11号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,376億4,295万8,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、100億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋 俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第11号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合の特別会計予算についてご説明いたします。

平成28年度の特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,376億4,295万8,000円として計上しております。対前年度比20億99万9,000円、1.5%の増となっております。

主な歳入についてご説明いたします。議案書の事項別明細書122・123ページをお開きください。

1 款市町村支出金224億4,524万9,000円。前年度比3億4,997万8,000円、1.6%増となっております。

1 項1 目事務費負担金は4億5,800万円で、市町村からの事務負担金です。広域連合規約に基づき各市町村の負担すべき額を算定しております。

2 目保険料等負担金113億8,672万5,000円を計上しております。

3 目療養給付費負担金106億52万4,000円、12分の1の市町村定率負担分となっております。

2 款国庫支出金450億1,639万4,000円、前年度比10億4,802万4,000円の増2.4%増となっております。増額の主な要因といたしましては、医療給付費の増に伴う国の定率負担額の増によるものです。

1 項の国庫負担金は、325億5,500万1,000円対前年比4億6,525万9,000円、1.5%増です。

1 項1 目療養給付費負担金318億157万1,000円、12分の3の国の定率負担分となっております。

2 目高額医療費負担金7億4,843万円、高額医療費負担対象額に対する4分の1を国が負担いたします。

2 項国庫補助金は124億6,639万3,000円、対前年度5億8,276万5,000円、4.9%の増となっております。国庫補助金は、1 目調整交付金114億4,003万6,000円、2 目健康診査事業費補助金8,034万3,000円、3 目医療費適正化等推進事業費補助金433万9,000円。

ページをめくっていただいて、4 目特別高額医

療費共同事業費補助金1,767万円、6目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金9億2,400万4,000円を計上しております。

6目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、昨年度までは一般会計で計上し基金からの繰入金として計上していたものを、直接特別会計で受け入れすることになったことによる皆増となっております。

3款県支出金113億4,895万5,000円、前年度比1億8,589万9,000円、1.7%増です。

1項1目療養給付費負担金は106億52万4,000円で、12分の1の県の定率負担分でございます。

2目高額医療費負担金7億4,843万円、高額医療費負担対象額に対する4分の1の県負担分です。

4款支払基金交付金575億8,349万1,000円、前年度比12億8,390万9,000円、2.3%増となっております。現役世代からの支援金が国保中央会を通じて交付されます。

5款特別高額医療費共同事業交付金5,228万7,000円、前年度比88万9,000円、1.7%増で国保中央会から400万円以上の高額医療に対する交付金でございます。

126・127ページをお開きください。

8款繰入金10億8,077万2,000円、前年度比8億8,730万6,000円の減、45.1%減となっております。これは、低所得者の保険料軽減の財源に充てる1項2目の高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が今年度から3款2項6目で、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として計上したことによる大幅減でございます。

1項1目後期高齢者医療基金繰入金10億8,077万2,000円、保険給付費等準備基金からの繰り入れでございます。保険給付費等の財源に充てるため基金を取り崩し、運用いたします。

2目高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は前年度9億1,111万円からの皆減となっております。

10款諸収入は1億1,469万円です。

128・129ページをお開き下さい。

3項4目第三者納付金で1億972万6,000円計上しております。

以上が主な歳入の説明となります。

続きまして、主な歳出についてご説明いたしま

す。131・132ページをお開きください。

1款総務費は4億3,227万3,000円。前年度比2,016万2,000円の減、4.5%減となっております。

1項総務管理費1目一般管理費1節報酬3,815万円。嘱託職員20人と運営懇話会委員10人の報酬を計上しております。

4節共済費として675万1,000円。嘱託職員・臨時職員に係る社会保険料及び雇用保険料です。

7節賃金316万5,000円。臨時職員2人分を計上しております。

9節旅費151万6,000円。運営懇話会委員、嘱託職員の費用弁償と普通旅費です。

11節需用費495万8,000円。消耗品や印刷製本費等を計上しております。

12節役務費4,546万9,000円。通信運搬費、手数料を計上しております。

13節委託料2億9,593万6,000円。電算システム保守委託料、国保連合会に委託する二次点検分、共同電算処理委託料等となっております。

14節使用料及び賃借料3,456万5,000円。電算システム機器リース料、コピー機使用料等となっております。

18節備品購入費45万5,000円。

19節負担金、補助及び交付金55万3,000円。これは保険者協議会負担金等を計上しております。

135・136ページをお開き下さい。

2項賦課徴収費は11節需用費と12節役務費などで75万3,000円計上しております。

137・138ページをお願いいたします。

2款保険給付費1,367億3,013万1,000円、前年度比20億6,692万4,000円、1.5%増となっております。

1項療養諸費1目療養給付費19節は、療養給付分として1,279億6,437万5,000円。

2目訪問看護療養費19節3億8,061万3,000円。居宅において訪問看護ステーションの看護師から訪問看護を受けた場合に支給されます。

3目特別療養費と4目移送費は費目存置。

5目審査支払手数料12節診療報酬診査手数料として2億7,521万2,000円。

139・140ページをお開きください。

2項高額療養諸費1目高額療養費19節71億5,710万9,000円。1件80万円を超える医療費に対して国

が4分の1負担します。

2目高額介護合算療養費19節は1億772万8,000円。

次に、141・142ページをお開き下さい。

3項その他医療給付費1目葬祭費19節1億3,452万円。

2目その他医療給付費19節7億1,057万2,000円、補装具、柔道整復師、はり、灸等の償還払いに充てるための費用となっております。

143・144ページをお開きください。

3款県財政安定化基金拠出金は費目存置で、前年度5,867万円からの減となっております。これは、県に設置されております財政安定化基金への拠出金で国・県・広域連合が3分の1ずつを平成20年度から拠出を行っておりましたが、平成27年度末時点の基金残高が22億1,000万円余りとなることから、県と協議の上、平成28・29年度においては基金の積み増しは行わないこととしたため費目存置にしております。

145・146ページをお開き下さい。

4款特別高額医療費共同事業拠出金5,236万8,000円。国保中央会へ拠出する特別高額医療費共同事業納付金と事務費の負担金となります。

147・148ページをお願いいたします。

5款保健事業費3億8,902万円、前年度比857万6,000円、率にして2.3%の増となっております。平成28年度から新規事業として歯科健診事業と要指導者訪問指導事業を実施する予定です。

153・154ページをお開きください。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3,063万2,000円。

次に、155・156ページをお願いいたします。

9款予備費として741万5,000円を予備的経費として計上してございます。

以上が、平成28年度広域連合特別会計予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

松長康二議員。

○松長康二議員

平成28年度の特別会計について、ちょっと2、3点質疑させていただきます。

138ページの訪問看護医療費の部分と、あと移送費についてちょっと確認させていただきたいんですが、訪問看護医療費は前年度より1億円の増ということで予算組みされた中、その1億円増えた要因としての部分の説明。

あと、訪問看護を受けた方々が増えてからの予算増なのかという部分の確認を答弁お願いします。

あと、移送費のほうなんですけど、前年度10万円組まれて、今回は費目存置みたいな形で1,000円で組まれてはいます。

その中で、この移送費。移送が困難な方々が医師の申請とかそういった部分により払われる部分だという認識があるんですが、ただ、今までこの移送費を使用した方々がどれぐらいいるのか、またその移送費とか、そういった部分が給付の中であるという認識を皆さん持っているのか。

どういった形で広報というか、知らせているのか。その部分を答弁いただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

事業課長の玉城と申します。よろしくお願いたします。

ただいまの松長議員からのご質問の件で、まず1件目の訪問看護医療費の件でございますが、訪問看護医療費については、被保険者の方が訪問看護ステーションの看護師等から訪問看護を受けた場合に1割等支給する内容となっておりますが、今ご質問のとおり対前年に比べて1億30万ほど、約36%の大幅な増となっております。

これは、ここ数年こういった伸びが示されているところでございますが、ご質問のとおり訪問看護の需要が伸びていることが原因であると考えています。

また、その要因としましては、連合長の冒頭のご報告等でもありましたとおり、医療費の総額については鈍化しているところではあるのですが、入院費のほうに主には鈍化している傾向にありまして、これについては国等のそういった方針としま

して、在宅のほうに医療の移行があることが主な原因だというふうに、私どものほうは今考えているところでございます。

続きまして、2款1項4目の移送費についてありますが、こちらは被保険者の方が療養費の給付を受けるために病院、診療所に移送されたときは、被保険者に対し移送しますというこの制度になっておりますが、その場合の支給基準という要件がございまして、移送の目的である療養がまず保険診療に適切であるかということと、患者が本当にこの疾病、負傷によってやむなく移送することが著しく困難であったこと、そして、3つ目に緊急その他やむを得なかったことが制度の支給の要件としてあります。

こちらに関しまして、そういった支給要件が定められているところでございまして、また、3つ目の質問と関連するのですが、当広域連合におきまして、これまで移送費の支給実績はございません。

実は、私が知っている範囲ではあるんですが、平成26年度に1件、移送費につきましては申請がございました。

申請につきまして広域連合のほうで、またその申請の可否についてそれを審議したわけですが、そのときの内容については移送に対して緊急性があるということまでは認められず、この申請については却下となった事例があるということがございます。

そういうふうに移送費については認識しているところでございます。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

この移送費、先ほど3項目ぐらい条件の中で、自分も正直聞くのは初めてです。

大まかなあれは調べてはいたんですけども、その3項目のうち1項目にでも当てはまれば、要は申請が通るのか、それともこのどうしても緊急性の部分で認められなかった、3項目の中で全部に当てはまらないと申請はおらないのか。その部分あまりぱっと見えてこないの、その件に関しては個人的に確認とりたいと思います。

あと1点確認したいのが、144ページの先ほど言った財政安定化基金拠出金のほうですか。

国・県・広域が3分の1ずつ負担して、現在22億1,000万円の基金があるということで、28年度、29年度はやらないでおこうかという話し合いで決まったということを知っているのですが、実際、22億あるが、50億あるが、この安定化基金拠出金というのは、本員の考えの中では毎年積み立てたほうが将来的にもいいのではないかなと感じるんですけども、実際将来的にどれぐらいあればいいのかというのが、そういった県との話し合いはどういった感じで行われたのか。わかる部分で答弁いただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

ご質問の財政安定化基金、どの程度あればいいのかということでもありますけれども、ちょっとこの辺、幾らあれば十分なのかというのは難しいところではあるんですけども、財政安定化基金の拠出率については県の基金条例の中で規定されるものでございまして、それに関して国の政令のほうで標準拠出率というのが保険料率改定の年に示されております。

それによりますと、財政リスクに対する沖縄県の必要額といたしましては、その基準に照らして求めたものは3億余りが財政リスクに対する必要額ということになってございます。

それを差し引きまして18億余りが残るところでございまして、この財政安定化基金については特例が設けられておまして、保険料率の増加の抑制を図るためにも活用できる規定がございまして、保険料改定の際にその料率が著しく上昇する場合は、それも活用して県のほうから交付していただくと。

ですので、その分に18億あれば当面の間、この2年度においては必要額は十分であろうという判断でございます。

これまで平成20年度から26年度まで黒字を計上しておまして、広域連合の財政状況としては健全な状態であると。そういう判断から県と協議いたしまして、28・29年度については拠出しません。

また、30年度・31年度については改めて協議して、抛出するかどうかは判断してまいるものでございます。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

見た感じ歳出がかなり抑えられて、その部分だけでも負担が減るのはかなりいいことだとは思いますが。

だけど、今後毎年4,000人、国保料が増えていく中で、どうしても今後のほうがかなり歳出のほうは大きくなっていくのかなという見方もあるので、前年度は約5,800万円ですか、基金に積み上げてますけれども、将来のことを見越して、2年ぐらいは安定するからちょっと抑えようとかではなくて、できれば毎年積み立てていけるような形で、将来どんどん増えていったときにも対応できるような形式をとっていただきたいと思います。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第17、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。高橋真議員登壇願います。

○高橋真議員

皆さん、こんにちは。沖縄市選出の高橋真でございます。お役に立てるよう一生懸命頑張っておりますので、皆様、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、早速ですが、一般質問を始めさせていただきます。

1. 医療費分析報告書の概要についてお尋ねをいたします。

今回、広島大学院へ調査委託した結果報告書の

概要資料が、事業課資料③として示されております。

保健事業を推進するため、大学等や行政との連携により被保険者の疾病及び健康課題をレセプト情報などをもとにさまざまな見地から分析し、医療費などの状況を明らかにして、新たに取り組むべき課題や施策の提案等、被保険者の健康保持・増進に役立てることを目標に行ったというふうな報告がございました。

全国ほかの広域連合でも見られないような先進的な事例として、今後に役立てていくことに期待をしております。

その中で、事業課資料③の17ページにおいて、広島大学大学院医歯薬保健学研究院における興味深い提言が示されております。

そこで、質問の要旨(1)疾病構造の分析に基づいた対策として、18ページには医療者への教育の重要性が指摘されております。

そこで、質問の要旨ア. 医療者への教育の重要性が指摘されているが、どのように取り組むのか教えていただきたいと思っております。

続きまして、8つの対策も具体的に示されております。

質問要旨のイ. 対策が示されているが、どのように考えているのか、お伺いいたします。当広域連合として具体的に取り組む方向性があるのか、教えてください。

続きまして、事業課資料③の19ページに示されている件についてお尋ねいたします。

質問要旨(2)広域連合保健事業への取り組みについて、新規事業であります質問要旨のア. 要医療指導者訪問事業(仮称)の事業概要と期待される効果についてどのように考えているか、教えてください。

続きまして、質問の要旨イでございます。市町村との連携に向けた取り組みについて教えてください。

以上、壇上より1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長(宮城弘子)

当局の答弁を求めます。

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

事業課の玉城と申します。高橋議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問事項1. 医療費分析報告書の概要について。

(1) 疾病構造の分析に基づいた対策として、医療者への教育の重要性の指摘についてお答えいたします。

広島大学院との医療費共同分析事業におきましては数々の提言を受けていますが、その中には本広域連合が一保険者として実施できる内容のものから、また、医療者・介護者・住民まで含めました、包括的全体的な視点から提言している内容のものもございます。

医療者への教育ということにつきましては、制度上、私ども広域連合が医療者の皆様に指導できる立場ではございません。

しかしながら、広域連合ができることとしまして、医療費分析結果を医師会など医療従事者の方々へ説明する機会を設け、意見を広く聞くことにより、沖縄県の現状に沿った形での予防・再発・重症化予防の対策をしていきたいと考えております。

また、市町村の保健師、看護師など現場で保健指導をしている職員などにも積極的に情報を発信して、今まで以上に協力できる体制づくりを構築していきたいと考えているところでございます。

次に、イ. 対策についてお答えします。

今回の医療費分析報告書の結果からは、予防可能な疾患が患者数・医療費の上位を占めていることがわかりました。

広島大学院より8項目の対策が示されていますが、広域連合としましては27年3月に策定したデータヘルス計画において、後期高齢者の健康保持・増進による健康長寿の推進を目標に掲げていることから、当面は重症化の予防に対する対策を重点的に進めていきたいと考えております。

対策の中からは、28年度より透析心血管イベント対策としまして、糖尿病性腎症重症化予防事業を、市町村に援助できる形で取り組んでいきます。

さらに、肺炎・誤嚥性肺炎予防対策としまして、歯科健診事業を沖縄県歯科医師会と協力しながら

取り組んでいきたいと考えております。

また、後期高齢者の疾病では、大腿骨骨折による医療費が多くかかっていることもこの報告書で明らかとなっております。その予防対策としまして、筋肉、関節、骨などの機能を維持する対策も重要であると考えております。

平成23年度から本広域連合で実施しています健康長寿教室がございしますが、そちらにおいて日常生活の中でできる筋力維持の体操などを、後期高齢者の方々へ指導しているところであります。

今後は、そういった健康長寿教室等を市町村単位で広く取り組めるよう、支援する体制をつくっていききたいと考えております。

次に、ご質問事項(2) 広域連合保健事業への取り組みについて、要医療指導者訪問事業(仮称)の事業概要と、期待される効果についてお答えいたします。

本広域連合では、平成23年度から重複・頻回受診者への訪問指導事業を行っており、一定の効果が得られているところでございます。

また、次年度より事業を拡大して、長寿健診の結果で異常値が見られた方、高額な医療費がかかっている方、長寿健診未受診者で医療機関受診が必要な方々など200名を抽出しまして、外部委託による保健指導事業を予定しています。

対象者の家庭に保健師が直接訪問することにより、生活環境に合わせた保健指導が可能となり、生活習慣病の早期発見、重症化予防につながり、健康寿命の延伸や医療費の適正化といった効果が期待できると考えております。

次に、市町村との連携に向けた取り組みについてお答えいたします。

後期高齢被保険者一人ひとりと向き合って、きめ細やかな保健指導を行っていくには、やはり市町村の協力が必要であると考えております。

市町村との保健事業の連携において、これまでの課題としては、事業協力の呼びかけが後期高齢者制度担当者に留まっていたため、保健師や介護保険事業担当課の職員には広域連合からの情報が行き届いていなかった現状がございました。

そのため広域連合では、今年度、市町村の保健事業担当課と介護事業担当課の方々へ、後期高齢

者に対する保健事業への協力依頼の文書を送付しました。

また、町村会の場合や各市町村の保健師が集まる研修会の場合においても、広域連合の保健事業の説明及び事業への協力依頼をさせていただきました。

その結果としまして、市町村が行う保健事業に関して、従来から補助金での支援をしているところがございますが、昨年度よりも市町村担当者の関心が高まりつつあり、補助金に関する説明会での説明の後や文書発送後に問い合わせも増えてきているところがございます

また、今後は、市町村に対しまして保健事業の連携の呼びかけのみに留めず、広域連合が対象者の選定を行った上で情報を提供して、効率的・効果的な保健指導の方法を、市町村とともに考えていく体制づくりを進めていきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

事業課長、答弁ありがとうございます。

質問要旨(1)アについてであります。医療者への教育の重要性の部分でありますけど、ここは積極的な情報発信が重要であるという指摘をさせていただきますと思います。

広域連合が指導する立場にないとするのであれば、指導できるような関係機関を巻き込んで協力していけるような体制構築が重要であると、本員は考えます。しっかりと取り組んでいただくことを要望したいと思います。

続きまして、質問要旨のイの部分であります。対策についてでありました。

先ほどの事業課長の答弁の中で、当広域連合は重症化の予防に対する対策を重点的に推進するというご答弁をいただいたと思います。

これは、当広域連合の健康増進事業に対する取り組みの方針のような印象を受けます。優先順位をつけて重症化予防に対する対策を重点的に行うんだと。

確認ですが、今後の当広域連合の対策方針としてとらえてよろしいものなのでしょうか。ここは方針でありますので、連合長にご答弁いただきました

いと思いますが、よろしいでしょうか。

次年度以降にその対策方針と、また新規事業を具体的に検討していくと考えて受けとめてもよろしいものなのか、再質問させていただきます。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

事業課長のほうから説明がありましたけれども、これは沖縄県の医療費の内容、給付費の内容を調べていきますと、ほとんどの方々が先ほどの全経費の上位の方々が医療給付費の半額を使い切ってしまうというところで、圧倒的に高額医療者の重篤化が課題だと。それを解決することが本医療広域連合の運営を円滑に進めていく、あるいは医療費を抑えることにもつながるということからすると、まさに課長が説明したとおりそのことについて保健指導等を強化して、軽減化を図っていくのは、私ども医療広域連合のやるべき大きな課題、方針として受け止めてよろしいか思います。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

連合長、ご答弁ありがとうございます。しっかり取り組んでいただき、重症化予防に成果を出していただくことを期待したいと思います。また、具体的に取り組むのであれば、具体的な数値目標というのもご検討されることを提言したいと思います。

次に、質問要旨(2)のAでございます。新規事業の要医療指導者訪問(仮称)でございますけど、これが期待される効果についてということでありました。

この当広域連合は被保険者、恐らく13万4,000人ぐらいいるのかなというふうに受け止めておりまして、当広域連合の中で200名を抽出して高額医療がかかっている方等々ですね。そういった方々に対して抽出をしていくということでありましたけど、200名で足りるものなのでしょうか。

本員は少し少ない印象を受けるので、医療費抑制の効果は期待できるかは未知数であるという印象を持ってしまう。

そうであれば、どこの市町村の対象者200名とし

たのか。その200名の根拠と今後の方向性についてどのように考えているのか、再質問させていただきます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

要医療指導者訪問指導事業につきましては、まだ他の広域でも取り組んでいるところがほとんどなく、いわゆるパイロット的な事業として実施することを、今予定しております。

そういったところでございますので、議員ご指摘のように13万余りの全体の被保険者からすると、200名ということは少数であるということでございますが、そういったパイロット的な事業として実施するため、規模的にまず200人程度の人数から実施させていただきたいと考えております。

事業効果につきましても、しっかりと検証しまして、効果が上がれば、今後は事業拡大等についても検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

事業課長、答弁ありがとうございます。パイロット的に着手したいということでありました。

試験的ということ、先駆的な事例になるであろうというふうに考えますと、この部分は評価をしたいと思えます。きちんと結果にこだわりを持って成果を出して、事業推進をしていただくことを期待したいと思います。

健康保持増進について、やはり当広域連合も鋭意努力していく姿勢をしっかりと示していくことが重要であると、本員は考えております。

次に、質問事項(2)のイでございます、市町村との連携についてであります。

先ほどの事業課長の答弁でもございましたが、事業協力の呼びかけが、保健事業者、担当どまりだったという課題があったということでありました。本員もこれは感じておりました。

本員が心配しているのは、呼びかけだけでは効果が弱いのではないかと心配でございます。

一例を挙げれば、各市町村の保健師が後期高齢の対象の方を保健指導した場合は、広域から補助事業が出るわけでありまして。補助メニューというものを活用できるわけでありまして。

しかしながら、そういったことが周知が遅れている。もしくは行き届いていない。もしくは現実的に対応が困難なケースがあって、国保対象者だったときには頻繁に保健指導があった方が、後期高齢対象になったときに、ぴったりと保健指導がとまるといったような現象が起きてしまうわけでありまして。

また、市部においては対象者が多いため、通常の国保対象者の保健指導だけでも手一杯な現状があり、さらに後期高齢対象者を保健指導していくためには、それなりの保健指導強化に向けた積極的な当広域連合の補助事業の実施も必要かと、本員は考えます。

したがって、今後は事務担当者レベルの呼びかけだけではなく、やはり広域連合として連合長のリーダーシップによる市町村との連携強化を図り、関係窓口を持つ市町村の事務負担軽減、または活用しやすい事業、そういった両輪で検討して示していくべきであると本員は考えております。

連合長、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

保健指導事業等々につきましては、先ほど事業課長がご説明申し上げたとおり、まだまだ各市町村の担当者の認識に浸透してない部分があるということのご指摘、あるいは報告がございましたけれども、これはやはり保健師というのが今社会的にも大変ニーズが高まっておりまして、マンパワー不足というものが私どもにもありますし、各市町村にもございます。

そういう意味で、先ほどの200名というパイロット事業という形の位置づけでやっているというのがありましたけれども、その保健指導の指導にあたる保健師の方々ももっと確保できる見通しが立てば、この事業の拡大はスムーズにいくであろうということでみておりますので、まずはその200名

の方々の指導から始めて、各市町村の医療財政を圧迫している現状の課題が解決方向に向かうという数値が、成果があらわれれば、まだまだ市町村の方々も意気込みが高くなっていくであろうと。

昨今の問い合わせの多さは、その証左ではなからうかなと思っております。今後とも強力に議員ご指摘のとおり、各市町村とも連携して、このことにつきましては取り組みを強化してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

○高橋真議員

連合長、ご答弁ありがとうございます。ぜひ各市町村との連携を密にして、事業の推進をしっかり図っていただくことを期待したいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(宮城弘子)

これをもって、高橋真議員の一般質問を終わります。

午前の日程はこの程度にとどめ、午後は1時から会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(宮城弘子)

それでは、再開いたします。

午前に引き続き、会議を開きます。

松長康二議員の一般質問を許します。

○松長康二議員

皆さん、こんにちは。お昼食べて、多分眠気のほうが勝っているかなと思います。僕もそうです。

さすがにご飯食べて満腹中枢が刺激されて、やる気とか頭の思考が回ってないので、議長のほうにも午後の一般質問を取り下げしてもいいですかねと聞いたら、だめと言うので、今立たせていただいています。

また、執行部の皆様もお昼食べた後できつと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づき一般質問を始めたいと思います。

まず①今後の広域連合組織体制についてという

ことで、現在、各市町村からの職員で形成されている広域ですが、今後専門的なプロパーと呼ばれる方々の職員を配置していくべきではないかという提案の部分であり、質問部分であります。

現在の職員の方々、臨時も入れて全部で30名いるはずですが、非常に頑張っておられます。またその実績は非常に高いものだと思います。

ただ、今後どうしても高齢化社会になっていく中、今の組織体制のさらに上を目指すのであれば、そういった専門的な方々も取り入れていくべきではないかという部分があるので、その質問について答弁いただきたいと思います。

また、②の介護広域連合との連携についてということで、連携して行っている事業はあるか。また、今後どのような考えがあるかというご質問ですが、この件に関してもやはり広域は41市町村が加入して、介護広域のほうは独自で行っているところ、加入しているところで分かれてはいます。

ただ、沖縄県が健康長寿を目指している中で、どうしても健康という部分に関しては介護を後期高齢の広域ですね。どうしても共通する部分があるんじゃないかと思うんですね。その辺について疑問があるので、今回の一般質問に掲載させていただいています。

その答弁をいただいた中で、再質問は自席にて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

ご質問事項1番の今後の広域連合組織体制について、総務課のほうでお答えいたします。

まず、当広域連合の現状の事務局体制について申し上げますと、現在は、地方自治法第252条の17の規定に基づき26市町村から27名の職員を派遣していただき、後期高齢者医療の事務を処理しております。

派遣期間は原則3年間としており、派遣職員は業務に習熟したところで派遣元へ戻るということで、専門的な知識の蓄積や業務の継続性の確保の面などで課題がございます。

このような課題を解決するために私ども広域連

合では、各市町村に職員の派遣を依頼する際には、国保業務経験者を派遣してもらうなど、業務の継続性にできるだけ支障のないよう対応しております。

ちなみに、全国の広域連合の職員の採用状況について申し上げますと、ほとんどが県下の市町村職員からの派遣で対応しており、平成26年4月1日現在、青森県など3県で合計4人の専門職員が採用され配置されており、事例としては少ないというのが現状でございます。

議員ご提言の専門職員の配置については、今後、各県の採用状況やそのメリット・デメリットなどを調査、研究しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

松長議員の質問事項2番につきまして、事業課よりご答弁申し上げます。

まず、介護保険広域連合との連携について連携して行っている事業があるか、ということですが、現在のところ連携して行っている事業はございません。

次に、今後、介護保険広域連合との連携についてどのようなお考えがあるか、ということですが、現在、介護保険者におきましては、介護・医療従事者、他職種間の連携を深め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるような、地域包括ケアシステムの構築に向けて動いているところでございます。

一方、私ども広域連合のほうでは、後期高齢被保険者の健康長寿の推進に向け、保健事業を実施しているところでございます。お互いに高齢者の健康増進・給付費適正化など目的が共通する点もございます。

しかしながら、対象年齢の違いなど、また連携する上でのクリアすべき課題もあるというふうに思います。

今後、お互いの持つ情報を交換して、協議する場を持つなどしまして、お互いの事業がスムーズに推進できるような連携は必要かと思っております。以上です。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

まず①の組織体制についてなんですが、今提案したように、青森県など4県そういった事例もあるということで、全くできないわけではないと思うんですね。皆さん各市町村から出向で来ている中、長くて3年ですよ。またそれで各市町村に戻って、また各市町村の仕事につくわけですけども、非常にもったいないなど。

せっかくここまで知識をつけていただいた中で、また新たな課長が来て、変な言い方ではないんですけど、ゼロからスタートするのかなど。事業の引き継ぎはあるはずですけども、そこらへんが非常にもったいないと本員は感じるんですよ。

これに関しては、我々議員もそうです。4年に一度選出されてこの場に立つんですけども、本員もそうですけれども、勉強してきなさいと、新人が送られてくる場合が多いんですよ。

けど、実際やはり来て、今回一般質問を出すのが初めてですけども、何もわからないんですよ。最初の。もう2年も、3年も。やっと理解してきたかなと思ったときに、また町村の議員がかわる。それもちょっとまたもったいないなという気もするんですね。できれば新人ではなく、それなりの知識を持った先輩議員方が来ていただいて、広域であれば議長が選出されるとか、そういった部分も昔あったはずなんですけれども、そういった組織を今後つくっていくべきではないかと思えます。

それによって、今、臨時で採用されている職員もいると思いますけれども、そういった方々を育てて行って、採用試験とかもあるはずですよ。そういった部分で、広域で本当に専門として長らく携わってくれる人材を今後つくっていく。それが広域連合にとって必要ではないかと思えますが、その件について連合長、どういうお考えをお持ちか。

課長の答弁が、基本的に連合長の答弁という認識なので、そこらへんの答弁も連合長のほうからいただきたいと思っておりますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

当広域連合の円滑な運営と持続可能な制度ということでの建設的なご提言だと思います。ありがたいと思っております。

各広域団体もそうでありますけれども、なかなかプロパーの採用等々、そのほうが適した団体、そしてまた各市町村との連携という私どもの大きな課題がありますので、そういう意味ではこの連携を通して3年ごとに入れかえをしているわけですが、そこらへんとの各市町村と広域連合との連携した県内の高齢者の方々の切れ目のない医療サービスのあり方、それをどうやって形にしていくかということについては、ご提言のとおりそういった一面もあろうかと思えます。

また、人事の面におきましては、例えば26市町村から27名の職員ということで報告ありましたけれども、プロパーを採用して配置をしますと、職場内が狭いものですから、人事の硬直化、あるいはまたマンネリ化等々を招きかねない部分もございます。

一長一短ありますので、今後広域連合の運営を通して持続可能な人事とはどうあるべきかということにつきましても、全国の各連合組織とも意見交換しながら、事務方サイドでこのことについては研究を深めさせていただきたいと思えます。ご提言ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

今やっぱり連合長がおっしゃったように、一長一短あります。そこらへんを今後、我々議員も含め、執行部も含め、いかにどうより良くしていくか。その組織だけではなくて、これが全部医療費とか、そういったいろいろな事業とかにも関わってくるはずなので、それを今後お互い話し合っていきたいと思えます。

あと、②の介護広域連合等の連携についてということなんですが、今やはり連携して行える事業が正直あるかといったら、ないはずです。実際、介護広域連合は介護保険料を主にみて、後期高齢は医療費が主になるので。

ただ、先ほど言ったように、体に障害を持った

方々でもないですけど、そういった介護を受けている方々でも、自立できるように頑張っている事業は行っています。それは各市町村が今やっていますけれども、地域支援事業という形でやっています。広域のほうは75歳以上からという形になってますけれども、そういった方々の健康だけを重視する部分も大事ですけども、介護広域とかの介護を受けている方々、後期高齢でも働きたいけど働く場所がない方々もいるはずですけど、そういった方々の働く場をどうにか一緒につくってあげられないかなと、本員は思うんですよ。

医療費、介護保険料だけの見方ではなくて、そういった方々が働く場をつくることによって、後期高齢とアルツハイマーが抑えられる部分もあります。

実際うるま市ですか、食用ウサギの養殖をやっているところをこの前見させていただいたんですけども、そこで障害を持った方々、もう職場を離れてひとり住まいしている高齢者の方々を雇って、その食用ウサギを育てさせるという事業があったんですね。これちょっとおもしろいなと。

だから、そういった事業を介護広域、広域連合のほうでも連携してできないかなと思う部分があるんですね。難しいとは思いますが、そこらへんを今後取り組んでいけないかなという思いもあります。その話を聞いてどう思ったかわかりませんが、感想でも聞けたらなと思えます。

玉城課長、よろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

大変貴重なご意見。私はあちこちで講演で呼ばれて行くときに、いつもお話するのは健康長寿ということで、ある総務省の統計によると、前にも議員の皆さんにご紹介したかと思えますけれども、高齢者の方が働く場、仕事を持って生き生きと仕事をしている率が高い県は医療費が低いという統計上の資料もございまして、医療費が低いということは結局、介護になる確率も低くて、働いている年寄りが多い県は医療費も、介護費用も低いという調査結果があるものですから、今、議員がお

っしゃるのはまさにそのとおりでございます。

この間、専門家の審議会があって、うるま市のシルバー人材センターの会長さんからもお話を聞いたんですけども、自分たちは高齢者の働く場を見つけてあげて、健康にも、医療費削減、介護費削減にも貢献しているんだよという、非常に示唆を受けたご意見がございまして、これ非常に参考になるなと思いました。

今まさに松長議員がおっしゃったとおりでございます、こうしたことの高齢者の生きがいがづくりとか、働く場のづくり、これを我々広域連合だけではできませんけれども、いろいろな行政に働きかけて、医療費削減、介護予防の費用削減の観点からやっていきたいなという感じは持っております。ぜひ頑張っていきます。よろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

今言ったのは、各市町村が実行する部分かなという見解もあるはずなんです、そういった部分をこの後期高齢含め、介護広域含め今後率先して行っていただきたいと思っておりますので、その要望を出した中で、本員の一般質問を終わりたいと思っております。以上です。

○議長(宮城弘子)

これをもって、松長康二議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第18、これより討論・採決を行います。

○議長(宮城弘子)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について、本案に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第10号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、本案に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第11号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、本案に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(宮城弘子)

これより議案第11号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出たとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

これで、平成28年第1回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(午後1時30分 閉会)



上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成28年(2016年)2月19日

議 長 宮 城 弘 子

署名議員 比屋根 陽 文

署名議員 崎 元 俊 男